

※ 平成27年4月1日、「宅地建物取引主任者」から「宅地建物取引士」に改称となりました。交付を受けている有効期限内の主任者証は取引士証としてみなされます。

東京都登録の方

<p>登録事項に変更がある場合 講習お申込みの前に変更手続きを済ませて下さい</p>	<p>取引士資格を登録した時、または前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先（業務に従事する宅地建物取引業者）」に変更がある方は、東京都に変更登録申請の手続きをして下さい。<u>取引士証には現住所が記載されます。住所変更（区画整理、番地表示の変更を含む）がある方は必ず手続きをして下さい。市町村合併による変更がある方は下記窓口にご確認下さい。</u></p> <p>※取引士証（期限切れのものを含む）を紛失している方は東京都へ紛失届が必要です。 《問合せ・手続き先》</p> <p>●東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課免許担当 ☎ 03-5320-5063 ※住宅政策本部のホームページ（申請様式－宅地建物取引士について）にも案内が掲載されていますのでご参照下さい。（書類のダウンロード可）</p>
--	---

来所による受付

○申込時に必要なもの

イ. 宅地建物取引士証交付申請書 2枚（コピー可、押印は不要）

※申請書はダウンロード可 記入例をご参照下さい。

・協会にも用意してあります。

ロ. カラー顔写真 ※全部同一のもの 3枚

（タテ3cm×ヨコ2.4cm。顔の大きさが2cm程度、正面、無背景、6ヶ月以内に撮影）

※家庭用インクジェットプリンターで印刷した写真、ポラロイド写真、不鮮明なものや劣化の可能性のあるものは不可。 ※規定に合わない場合は撮り直していただきます。

ハ. 現金 16,500円（釣銭のないようにして下さい）

（内訳：受講料12,000円・交付手数料4,500円）

ニ. 現在使用している取引士証（期限切れのものを含む）

ホ. 新規の方は登録通知ハガキ

ヘ. 返納受領書、変更登録申請等の控え

ト. 紛失届を提出している方は受領印のある届けの控え

郵送による受付

- ① 郵送の際の事故には一切対応致しません。必ず現金書留でお送りください。
(現金と下記書類を一緒に現金書留封筒に入れてください)
- 上記「来所による受付」のイ～ハと同じ
 - 現在使用している取引士証のコピー (期限切れのものを含む)
(住所変更済みで県により裏書してある場合は裏面もコピーしてください)
※新規の方は登録通知ハガキのコピー、返納している方は返納受領書の控えのコピー
 - 紛失届、返納受領書、変更登録申請を提出している方は受領印のある控えのコピー
(住所変更のみで取引士証に裏書してある場合は不要)
 - 受講希望日、日中連絡のつく電話番号を書いたメモ
(領収書に会社名を指定される方はその旨明記してください)
 - **返信用封筒** 定形封筒に返信先住所氏名を記入の上、84円切手貼付のこと。
折返し、受講票、領収書、説明書を送付いたします。
- ② 郵送先 〒102-0083 千代田区麴町5-3 麴町中田ビル8階
(一社)全国住宅産業協会 TEL 03-3511-0611